

## 東近江市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市体育施設条例の一部を改正する条例

東近江市体育施設条例（平成17年東近江市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とする。

第10条中「前条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第10条 教育委員会は、前条第1項の規定により管理業務を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、別表第3に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、掲示その他の方法により、これを周知しなければならない。

4 第6条及び第7条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第6条第1項中「別表第3に定める使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項及び第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金」と読み替えるものとする。

別表第1中

東近江市能登川スポーツセンター	グラウンド 体育館	東近江市山路町600番地
-----------------	--------------	--------------

を

東近江市能登川アリーナ	東近江市山路町 2 2 2 5 番地	に改める。
東近江市能登川グラウンド	東近江市山路町 6 0 0 番地	

別表第 2 中	東近江市能登川スポーツセンター	(1) 月曜日（休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日） (2) 休日の翌日（休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日）	グラウンド	午前 9 時から午後 9 時まで	を
			体育館	午前 9 時から午後 1 0 時まで	

東近江市能登川アリーナ	(1) 月曜日（休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日） (2) 休日の翌日（休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日）	午前 9 時から午後 1 0 時まで	に改める。
東近江市能登川グラウンド	(1) 月曜日（休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日） (2) 休日の翌日（休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日）	午前 9 時から午後 9 時まで 日曜日の利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。	

別表第 3 中	東近江市能登川スポーツセンター	グラウンド	1 時間	3 0 0 円	
			照明料 1 時間	1, 5 0 0 円	
	センター	体育館 (2 面)	1 面 1 時間	6 0 0 円	1 面とは、バレーボールコート 1 面をいう。
			会議室	1 時間	

東近 江市 能登 川ア リー ナ	アリーナ（2面）	1面1時間	1,000円	1面とは、バスケットボールコート1面をいう。
	多目的室	1時間	600円	
	トレーニング室	市内在住者 1人1回（2時間以内）	回数券（11回） 4,000円	中学生以下は 利用できない。
		市外在住者 1人1回（2時間以内）	回数券（11回） 6,000円	
	会議室	1時間	200円	
	研修室	1時間	200円	
	附属設備	放送設備	1式	2,000円
温水シャワー		1人	100円 (10人以上の団体は1団体1,000円)	
東近 江市 能登 川グ ラウ ンド	グラウンド	1時間	300円	
		照明料1時間	1,500円	

に改め、

同表備考7中「東近江市総合運動公園において、」及び「入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合であってもスポーツ以外に利用する場合の使用料は、当該使用料の2倍に相当する額とする。」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

#### 提案理由

体育施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができるようにするとともに、施設名称等の変更をするため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。